

第4章 施策の展開と推進



第4章 施策の展開と推進

高齢者、障害者、子どもなど、福祉分野ごとに策定されてきた個別計画を横断的につなぐ計画として、住民相互の支え合い機能の強化と多様な担い手の育成・参画、住民が地域において安心して暮らすことができる包括的な支援体制の整備などの施策を示します。

ここでは、第3章で示した5つの目標ごとに、それぞれの「現状と課題」から、「取り組むべき施策の方向性」、「施策体系」、「具体的な取組」、「目標に向けた成果指標」などについて、次の例にしたがって示します。

(例)

現状と課題

〇〇〇～

取り組むべき施策の方向性

- (1) 〇〇〇
- (2) 〇〇〇

施策体系

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
(1)	① 該当ページ
	② 該当ページ

具体的な取組 施策の方向性(1)〇〇〇

① 具体的な取組

番号	取組内容 【ガイドライン該当番号※】	取組内容の詳細	担当課
目標－施策の方向性－具体的な取組－項目番号	〇〇〇～	〇〇〇～	〇〇〇課

※「ガイドライン該当番号」については、P. 118を参照。

目標に向けた成果指標

- ・〇〇〇～

目標1 総合的な相談体制の確立

現状と課題

現代では、社会的孤立など関係性の貧困が、課題の複雑化・複合化の要因となっていることが多いことから、本人・世帯と地域とのかかわりをどのように確保するかが重要であり、そのためには身近な場所での相談体制と一体的かつ縦割りを克服した多様な参加支援（社会とのつながりや参加の支援）が求められています。具体例は次の3つのとおりです。

求められる機能

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又は他の支援関係者につなぐ機能
- ② 制度の狭間・隙間の事例、課題が複合化した事例や、生きづらさの背景が十分に明らかでない事例にも、本人・世帯に寄り添い対応する機能
- ③ ①②を円滑に機能させるために、本人・世帯を取り巻く支援関係者間の調整を行い、多機関のネットワークの構築や、個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出、人材育成などを行う機能

本市において、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、上記の機能を備えた相談支援を中核とする包括的な支援体制の構築を進めるためには、属性ごとの縦割りを超えて、地域ごとの多様な体制を整備するための柔軟な支援が不可欠です。




そこで、誰もがいつでも気軽に相談できるよう、各種相談窓口がどのような機能を持っているかなど必要な情報を分かりやすく提供するとともに、包括的な支援につなぐため、保健、医療、福祉、教育、就労その他の機関が制度の枠を超え、連携して対応できる総合的な相談体制づくりを進めます。

また、市社協が実施する総合相談窓口を支援し、市民の身近な相談場所の充実を図ります。

取り組むべき施策の方向性

- (1) 縦割りを超えた柔軟な相談機能の整備・充実
- (2) 関係機関等が連携した相談体制づくり

施策体系

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
(1) 縦割りを超えた柔軟な相談機能の整備・充実  	① 福祉総合相談窓口の整備 P51
	② 相談窓口機能の充実 P52
(2) 関係機関等が連携した相談体制づくり 	① 地域での福祉活動の把握 P53
	② 関連部署、専門機関との連携推進 P53

具体的な取組

(1) 縦割りを超えた柔軟な相談機能の整備・充実

① 福祉総合相談窓口の整備

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
1-1-1-1	福祉総合相談窓口の設置・運営 〔5-イ〕	全市的な福祉の相談体制との整合性を図りながら、福祉に関する相談を総合的に扱うための窓口を設置・運営します。	地域共生課
1-1-1-2	(市社協) なんでも相談窓口の運営支援 〔5-イ〕	市社協が設置する「なんでも相談窓口」への支援を行い、総合的な相談窓口体制の充実を図ります。	福祉総務課(市社会福祉協議会)
1-1-1-3	総合的な相談体制の整備 〔5-イ〕	相談を総合的に扱うためのしくみづくりを検討します。	地域共生課 福祉総務課



② 相談窓口機能の充実

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
1-1-2-1	市社協の相談体制への支援 〔⑤ウ〕	福祉に関する相談支援体制を市と連携しながら構築するとともに、市民が気軽に相談できる相談体制の整備を行う市社協を支援します。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
1-1-2-2	高齢者の相談窓口の充実 〔②ア〕	高齢者やその家族の支援のためのスキルアップ、関係機関との関係づくりを深めることで、相談・支援体制の強化を図ります。	高齢者いきいき課
1-1-2-3	障害のある人の相談窓口の充実 〔②ア〕	相談支援事業所とその総合的な支援を行う基幹相談支援センターによる相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の確保に努めます。	障害福祉課
1-1-2-4	健康に関する相談窓口の開設 〔②ア〕	健康に不安のある人が不安を気軽に相談できるよう、様々な機会を捉え相談の場を確保します。	市民健康課
1-1-2-5	子育てに関する相談窓口の充実 〔②ア〕	関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、子育ての不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。	こども相談課 保育課 市民健康課
1-1-2-6	発達の相談支援に関する窓口の充実 〔②ア〕	運動発達やことばの発達、育児上の不安や集団適応などに何らかの不安や心配を持つ保護者や家族からの相談に対し、専門職による支援を実施するとともに、障害のある子どもとそれを支える家族が地域で安心して生活できるよう、地域に根ざした相談支援体制の充実を図ります。	発達支援室
1-1-2-7	ひとり親家庭の相談窓口の充実 〔②ア〕	ひとり親家庭の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談、指導を行います。	こども相談課
1-1-2-8	ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の充実 〔①コ〕	DVに関する不安を一人で抱え込まずにすぐに相談できるよう、幅広く相談の機会を確保します。また、庁内での情報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携強化を進め、自立に向けた継続的な支援につなげます。	文化人権課
1-1-2-9	居住支援相談窓口の充実 〔①カ〕	住まい探し相談会を開催し、個々の状況に応じて、あんしん賃貸支援事業の賃貸物件を紹介するなど、生活基盤の安定化を図ります。	住宅課
1-1-2-10	保育コンシェルジュによる育児相談 〔①イ〕	経験豊富な保育士と、子育て情報を案内している「かまくら子育てメディアスポット」のスタッフをチームとした「保育コンシェルジュ」として、より専門的な相談を行います。窓口だけでなく、出張相談も行うことで、相談の機会の充実を図ります。育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行います。	こども支援課 保育課

1-1-2-11	消費生活相談窓口の充実 〔①タ〕	消費生活センターにて、消費生活に関する苦情相談を受け付け、助言・あっせんなどを通じ、消費者被害の回復に努めます。また、消費生活の基礎知識の普及や、消費者被害の未然防止に向けた情報の提供など、啓発活動も積極的に行っていきます。	市民相談課
1-1-2-12	生活困窮者に対する相談支援体制の充実 〔①工〕	生活困窮者自立相談支援窓口と生活保護相談窓口が連携し、生活困窮者が早期に生活を再建し、地域において自立した生活がおくれるよう、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援体制の充実を図ります。	生活福祉課

具体的な取組

(2) 関係機関等が連携した相談体制づくり

① 地域での福祉活動の把握

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
1-2-1-1	地域福祉活動などの把握 〔⑤ウ〕	地域における自治会・町内会活動の福祉的な取組や地区社会福祉協議会の活動などの情報を収集し、各相談に応じて適切なサービスを行う窓口の情報整理・提供を目指します。	福祉総務課

② 関連部署、専門機関との連携推進

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
1-2-2-1	相談にかかる関連部署や専門機関の連携推進 〔⑤ウ〕	相談を受ける窓口と、支援を行う関連部署や専門機関の連携を強化し、窓口の渡り歩きなどの相談者の負担の軽減を図ります。	福祉総務課 地域共生課

目標に向けた成果指標

- 生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

目標2 包括的支援体制の構築

現状と課題

市では、これまで「子育て支援」「障害者福祉」「高齢者介護」など、分野ごとに公的支援策の量や質の充実を図ってきました。しかしながら近年、介護と育児に同時に直面するダブルケアや、障害を持つ子と要介護状態にある親が暮らす世帯など、「複合的な課題を抱える人や世帯」への支援の必要性が高まっています。さらに、精神疾患やがんなどの医療や、就労支援、見守りの観点から防災や防犯のために消防や警察とも連携しながら支援を行う事案が増えています。

このような時代の変化を受けて、国が平成30年（2018年）4月に社会福祉法を改正したことにもない、市町村の役割として地域共生社会を実現する体制づくりが求められました。

これからは、複合的な生活課題を抱える市民のニーズに対応するため、制度ごとに拡充してきた相談体制をつなぎ、包括的に対応できる支援体制を構築するとともに、市民や団体が地域で行う様々な活動や、地域の市民がつながり、支えあう取組を支援する必要があります。

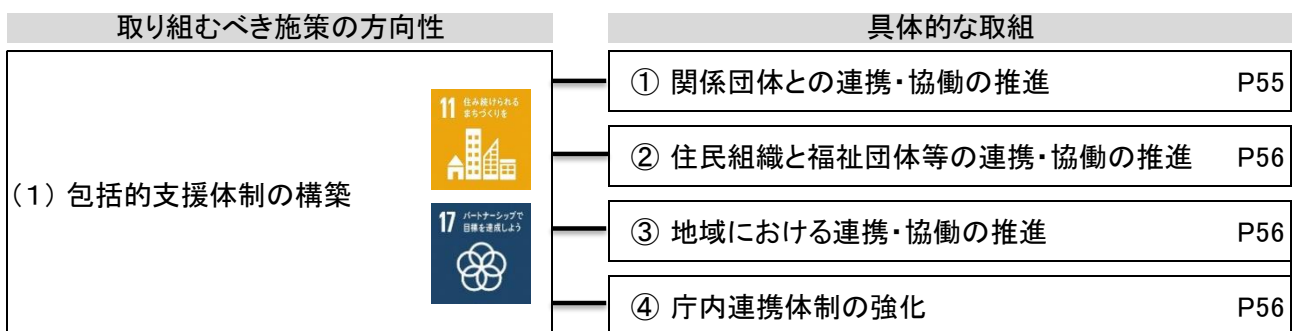
あわせて、社会的孤立や身近な困りごとに、地域住民が取り組む支えあい活動と、公的なサービス等を連携させて、包括的に支援する体制を整備していく必要があります。

そのため、市は、各分野の関係機関等の連携を促進し、地域住民の生活課題解決に向けた支援体制の構築を目指します。

取り組むべき施策の方向性

(1) 包括的支援体制の構築

施策体系



具体的な取組

(1) 包括的支援体制の構築

① 関係団体との連携・協働の推進

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
2-1-1-1	地域での協議の場づくりによる社会資源の創出及びネットワーク化 〔⑤ウ〕	社会資源の発掘とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成、多様な福祉サービスの創出を図るため、地域住民による高齢者施策等の協議の場づくりを推進します。	高齢者いきいき課
2-1-1-2	福祉事業者と関係団体等との交流促進 〔⑤ア〕	地域福祉の活性化や多様な地域福祉活動を推進するため、自治会・町内会や地区社協、福祉事業者、福祉関係団体など多様な団体・組織が、お互いに有益な関係を構築できる場づくりを市社協とともにを行います。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
2-1-1-3	ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実 〔④ア〕	市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネート業務を支援します。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
2-1-1-4	専門性の高い障害関係団体等との協働・連携によるサービスの充実 〔④イ〕	施設訪問歯科検診や失語症訓練等、専門性の高い事業を、関係団体等と協働、連携して実施することで障害者の生活の質の向上を図ります。	障害福祉課
2-1-1-5	高齢者の地域ケア体制の推進 〔⑤ウ、①オ〕	高齢者保健福祉計画に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進するため、専門機関と住民が連携し、個別の問題と地域の課題を話し合う地域ケア会議を開催します。	高齢者いきいき課
2-1-1-6	高齢者・障害者・児童虐待防止ネットワークを中心とした取組の強化 〔①コ〕	各種イベントにおいて、3課合同による虐待防止啓発のキャンペーンを行います。また、医療機関や警察等の関係機関と連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待の発生予防や早期発見、見守りを行います。加えて、虐待を行った者を養護者又は保護者として支援していくことについても検討し対応策を講じていきます。	高齢者いきいき課 障害福祉課 こども相談課
2-1-1-7	高齢者に対する総合的な支援体制の確立 〔⑤ア〕	住民、専門機関等を含めた地域ケア会議の開催を継続するとともに、多職種ミーティング等を通じて在宅医療・介護連携をさらに推進していきます。	高齢者いきいき課
2-1-1-8	地域見守り活動の推進 〔⑤イ〕	日々の生活でのさりげない見守り活動の中で、異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関等と連携し対応するため、県と連携しながら民間事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、見守り体制を築きます。	福祉総務課

2-1-1-9	早期療育に向けた支援体制の確立 〔⑤ウ〕	子育てにおいて少し気になるという段階からの相談支援が、障害の早期発見、早期療育に重要であることから、子育て支援を行う関係機関との連携の強化に努めます。また、障害児通所支援を行う事業所や相談支援事業所と行政との役割分担を明確化し、子どもの発達や障害特性、家族の状況に応じた適切な相談支援体制の構築を目指します。	発達支援室
2-1-1-10	鎌倉市居住支援協議会活動支援 〔④ア〕	低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議を行います。	住宅課
2-1-1-11	「(市社協)日常生活自立支援事業」の活用、連携 〔②エ、①ケ〕	軽度の認知症、障害、その他判断能力が十分でないために金銭管理が難しい人の自立支援に向けて、市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」を活用し、要支援者が地域で安心して生活できるよう市社会福祉協議会との連携を推進していきます。	生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課

② 住民組織と福祉団体等の連携・協働の推進

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
2-1-2-1	地域における住民組織間の連携体制づくり 〔④ア〕	鎌倉市自治組織連合会の活動に対する支援を通じて、市と自治会・町内会との連携体制づくりを進めます。	地域のつながり課

③ 地域における連携・協働の推進

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
2-1-3-1	地域福祉連携推進担当業務 〔⑤イ〕	生活に困りごとを抱える市民に寄り添いながら、課題解決に向けて支援する体制づくりを検討します。	福祉総務課
2-1-3-2	鎌倉市障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携の促進 〔⑤ウ〕	鎌倉市障害者支援協議会等を通じて、関係機関が情報共有し、地域の課題などを協議することにより、家族を含めた障害者の地域生活を支える取組を進めます。	障害福祉課
2-1-3-3	障害者が地域で暮らすための地域包括支援体制等の整備 〔②イ〕	基幹相談支援センター等を活用し、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。	障害福祉課

④ 庁内連携体制の強化

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
2-1-4-1	連携体制の強化 〔①タ〕	地域福祉計画推進庁内連絡会を中心に、市役所内での担当者間連携など、庁内連携体制を推進します。	福祉総務課

目標に向けた成果指標

- 多様性を尊重し、支え合う社会（共生社会）が実現していると思う市民の割合
- 生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

目標3 地域における福祉活動や人材への支援

現状と課題

今後本市の人口は、減少していくと予測されていることから、あらゆる分野の人材資源が不足することが予想されます。また、地域懇談会においても、地域における福祉活動（ボランティアや民生委員、自治会・町内会など）の担い手が足りないことや活動場所が少ないことが課題であることが挙げられています。

そのため市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、「支える側」「支えられる側」という関係性を入れ替えつつ、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりや、市民及び事業者が地域の生活課題を発見し対応できる地域づくりを進めていく必要があります、世代や属性にかかわらず、以下の機能の確保が必要です。

- ①住民同士が支え合う関係性を広げつなげていく、全世代対応のコーディネート機能
- ②住民同士が出会うことのできる場、気にかけて関係性をつくるための居場所の機能



地域住民が支え合う関係を地域において広げていく際も、地域の企業など経済分野や学校など教育分野等、他の分野と連携することで、一人ひとりの暮らしを地域全体の視点から捉えることが可能となり、社会とのつながりや参加に向けた一層多様な支援を展開することができます。

市は、地域で集える場づくり、地域で気軽に参加し、交流できる機会を広げていくため、上記の機能を備えた活動を支援します。また、「集いの場」「交流の場」等の確保と参加しやすい環境づくりを検討します。

取り組むべき施策の方向性

- (1) 地域福祉活動に対する支援
- (2) 人材が活躍するための支援

施策体系

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
(1) 地域福祉活動に対する支援 	① 地域福祉活動への支援 P59
	② 活動場所の支援 P60
(2) 人材が活躍するための支援 	① 福祉人材への支援 P61
	② 人材育成のための活動に対する支援 P61

具体的な取組

(1) 地域福祉活動に対する支援

① 地域福祉活動への支援

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
3-1-1-1	【再掲2-1-1-2】福祉事業者と関係団体等との交流促進 〔⑤ア〕	地域福祉の活性化や多様な地域福祉活動を推進するため、自治会・町内会や地区社協、福祉事業者、福祉関係団体など多様な団体・組織が、お互いに有益な関係を構築できる場づくりを市社協とともに行います。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
3-1-1-2	民生委員児童委員活動の住民への活動支援 〔④ウ〕	民生委員児童委員が地域で活動するために、行政や専門機関との連携への支援を行うとともに、負担感の解消や日々の活動へのサポート、やりがいの創設について検討するなど、活動しやすい環境づくりの充実を図ります。	生活福祉課
3-1-1-3	自治会・町内会の必要性の啓発と加入促進 〔④イ〕	「自治会・町内会加入促進マニュアル」の配布や、市ホームページや広報かまくらなど、多様な手段によって自治会・町内会の必要性や加入促進のための啓発を進めます。	地域のつながり課
3-1-1-4	自治会・町内会の組織体制の充実支援 〔④ア〕	地域間の交流会や「自治会・町内会運営のためのハンドブック」を配布するなど、自治会・町内会活動を支援します。	地域のつながり課
3-1-1-5	地区社協への支援 〔④ア〕	地域福祉活動の中心的組織である地区社協の活動に対し、地域特性や活動状況などの実情を踏まえた支援を行います。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
3-1-1-6	自主防犯組織活動支援事業 〔④ア〕	防犯パトロール隊未整備の自治会・町内会に隊の結成を働きかけるとともに、既に実施している自治会・町内会においては、防犯アドバイザーの派遣や防犯グッズの貸し出しを行うなど引き続き支援を行います。	市民安全課
3-1-1-7	ボランティア活動助成事業 〔①ソ〕	状況やニーズに応じて助成内容の見直しを行いつつ、ボランティアの活動を資金面から支援します。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
3-1-1-8	老人クラブへの支援 〔④ア〕	老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、健康・友愛・奉仕の三大運動を柱に活動しています。高齢者の生きがいづくりのため、今後ますます地域での活動や役割が期待されることから、活発な活動ができるよう支援するとともに、会員の加入促進も支援します。	高齢者いきいき課
3-1-1-9	子育てサークルへの支援 〔①ソ〕	地域の子育て力の向上を図るため、子育て支援団体の情報提供を行い、活動に対する支援を行います。	こども支援課

3-1-1-10	犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援 〔④サ〕	犯罪をした者等の相談を受ける保護司会や更生保護女性会など更生保護ボランティアの活動の支援を行うとともに、各団体の連携強化も支援していきます。	生活福祉課
3-1-1-11	共生のまちづくりの推進 〔④オ〕	事業者や市民が構成する団体等が合理的配慮の提供を行うために必要となる支援を検討するなど、多様な人々がともに安心して暮らすことのできる共生のまちづくりを推進します。	地域共生課
3-1-1-12	自主防災活動育成費補助金 〔①ソ〕	市内の自主防災組織が行う活動の育成及び防災資機材等の設置等に係る補助金を交付し、地域の防災機能の向上を図ります。	総合防災課
3-1-1-13	地域介護予防活動支援事業 〔②イ〕	自主的に介護予防・健康づくりのための活動を行う団体に対し支援することで、住民主体による高齢者の介護予防・健康づくりの取組を推進します。	高齢者いきいき課
3-1-1-14	障害福祉相談員の活動支援 〔②ア〕	障害福祉相談員が地域で活動するために、関係機関等との連携の支援を行います。	障害福祉課

② 活動場所の支援

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
3-1-2-1	地域での活動の場づくりへの支援 〔④ア〕	地域におけるサロンなどの開催や、担い手の発掘と育成、また参加者にとって楽しく、効果的な活動内容や運営方法について情報を共有するため、活動者の交流を促進するとともに、活動の助言を行う市社協への支援を行います。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
3-1-2-2	地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用 〔①シ〕	地域福祉活動の拠点として、福祉活動団体やボランティアなどの利用者が利用しやすい施設とするため、利用者目線を重視して適切な維持修繕など利用環境の改善に努めます。	福祉総務課
3-1-2-3	公会堂等建築改良工事費補助金事業 〔④シ〕	地域住民等の活動拠点である公会堂等の建設や改修に必要な費用の一部を補助します。	地域のつながり課
3-1-2-4	商店街空き店舗等活用事業 〔①シ〕	地域住民にとって活動しやすい活動拠点とするため、商店街の空き店舗を活用し、子育て支援、高齢者支援、障害者支援、教育支援、地域住民交流のためのコミュニティ施設を設置・運営する非営利事業に対し、必要な費用の一部を補助します。	商工課

具体的な取組

(2) 人材が活躍するための支援

① 福祉人材への支援

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
3-2-1-1	ボランティア活動への支援 〔④ア〕	各種ボランティア保険の周知と加入促進など、市社協のボランティアセンターの運営を支援し、ボランティアが安心してボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア活動の支援を行います。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
3-2-1-2	福祉人材の確保 〔③〕	将来の介護や保育などの福祉サービスの安定的供給を確保するため、資格取得の支援や生活支援体制を整備することにより、福祉人材確保と専門性の向上を図ります。	高齢者いきいき課 保育課
3-2-1-3	「鎌倉共生サポーター（仮称）」の育成 〔④ウ〕	市民による地域での支え合いを促進するため、既存のサポーター制度などを生かしながら、高齢者、子ども、障害者など分野に捉われず、共生社会の担い手になる市民を育成する仕組みを検討し、市民による自助・互助の力の向上を図ります。 また、研修等を継続し、地域、家庭、学校等が一体となった地域における居場所づくり、世代間交流の場づくりを進めます。	地域共生課
3-2-1-4	発達支援サポートシステム推進事業に基づくサポーター養成の充実 〔④ウ〕	支援を必要とする児童への支援は、専門的なものだけでなく、本人が生活する地域における周囲の理解と適切な支援が重要です。そのため具体的な支援を地域で実践していくための支援者を育成するために、サポーター養成講座を実施し、養成したサポーターを学校に派遣しているところです。引き続き、派遣先の拡大など事業の充実を図っていきます。	発達支援室

② 人材育成のための活動に対する支援

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
3-2-2-1	自主防災リーダー養成研修事業 〔④イ〕	自主防災組織の役割と意義について啓発します。また、自主防災活動に必要な知識と技術を実践的に学ぶ機会となる防災リーダー養成研修を、若い年代層や女性の参加を促したりするなど充実させながら、継続して実施します。	総合防災課
3-2-2-2	ボランティア登録の促進 〔④ア〕	ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣依頼のニーズに応えられるよう、ボランティア登録及び地域福祉活動への参加の促進を行っている市社協を支援します。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
3-2-2-3	夏休みボランティア体験学習の充実 〔④イ〕	中高生を主な対象として、夏休み期間中に実施しているボランティア体験について、ボランティア団体だけでなく、福祉施設にも協力を働きかけ、体験場所の充実を図ります。	福祉総務課（市社会福祉協議会） 地域のつながり課（NPOセンター）

3-2-2-4	各種ボランティア等の養成講座の充実 〔④ウ〕	ボランティアの水準に合わせた段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座を開催する市社協を支援します。ボランティアの研修などの内容を充実するため、NPOなどとの連携・協働を検討し、講座の充実を図ります。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
---------	---------------------------	--	-----------------

目標に向けた成果指標

- ボランティア登録団体数
- 鎌倉共生サポーター（仮称）の登録者数
- 民生委員児童委員の選任数（定数を目標値とする）



目標4 地域生活支援と権利擁護

現状と課題

個人や世帯が地域やコミュニティとのつながりを回復するためには、地域やコミュニティにおける多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等が伴走しながらつなぎ戻し、参加を支援していく包摂の観点を重視することが必要です。


地域における様々な活動に市民が参加しやすい環境を整えることや、個性や多様性を尊重され、自分らしくいることができ、安全で安心した生活を送ることができるような取組や社会基盤施設等の整備を進めることが重要となることから、そのようなまちづくりを築いていくため、各施策を推進します。




あわせて、地域において自立生活を送る上で重要となる財産保全、金銭管理や各種支払い、福祉サービス利用手続き、苦情解決など権利擁護に関わる施策の充実を図ります。

取り組むべき施策の方向性

- (1) 地域で安心して暮らしていくための支援
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 高齢者や障害者などの自立を支えるまちづくり

施策体系

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
<p>(1) 地域で安心して暮らしていくための支援</p> 	① 地域における見守り活動の充実 P64
	② いきがいと社会参加の創出 P65
	③ 犯罪・再犯防止の推進 P67
	④ 災害時における支えあい体制づくり P68
	⑤ 公的サービスの充実 P69
	⑥ 福祉のこころの醸成 P72
	⑦ 地域生活を送るための自分づくり P72
	⑧ 生活困窮者に対する支援 P73

取り組むべき施策の方向性		具体的な取組	
(2) 権利擁護の推進	 	① 虐待防止の取組み	P74
		② 成年後見制度の利用促進	P74
(3) 高齢者や障害者などの自立を支えるまちづくり		① 住みやすい環境の整備	P75
		② 外出支援の充実	P76

具体的な取組

(1) 地域で安心して暮らしていくための支援

① 地域における見守り活動の充実

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-1-1-1	鎌倉市わんわんパトロールの実施と啓発 〔④イ〕	日頃行う犬の散歩を防犯パトロールと兼ねることで、気軽に地域の防犯活動に参加してもらうことを目的とし、地域の見守り機能の多様化を図ります。	市民安全課
4-1-1-2	地域福祉活動計画の策定と進行管理の支援 〔①タ〕	地域福祉活動計画の実践と毎年度の進行管理の支援を行い、地域福祉活動の充実を図ります。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
4-1-1-3	民生委員児童委員による安否確認・見守りの推進 〔①ウ〕	民生委員児童委員と連携し、避難行動要支援者等の見守りを推進します。また、民生委員活動と自治会・町内会等の活動の連携を促進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。	生活福祉課
4-1-1-4	地域防犯カメラ設置費補助事業 〔①ソ〕	人的な見守りのほか、犯罪の抑制を目的として自治会・町内会が新たに設置する防犯カメラの費用を一部補助することによって、地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。	市民安全課
4-1-1-5	一人暮らし高齢者登録制度 〔①イ〕	65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、任意で登録した方に対して、関係機関等と見守りを行うことで、孤独死の防止を図ります。	高齢者いきいき課
4-1-1-6	子どもの登下校の安全確保に向けた見守り活動の充実 〔①イ〕	登下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携して見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充実を図ります。	教育指導課
4-1-1-7	交通安全教育推進事業 〔⑤ア〕	交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進します。	市民安全課
4-1-1-8	交通安全広報活動推進事業 〔⑤ア〕	現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めていきます。	市民安全課

4-1-1-9	家庭生活支援員の派遣 〔①オ〕	児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されているリーフレットを配布するなど、制度の周知を図り、生活に支障がある家庭に支援が届くよう努めます。	こども相談課
4-1-1-10	家事支援員や専門職員の派遣（産後の養育支援訪問事業） 〔①オ〕	支援が必要な家庭に対して、必要に応じて家事支援員を派遣します。	市民健康課 こども相談課
4-1-1-11	保健師等による訪問支援の充実 〔①イ〕	妊娠期からリスクのある妊婦への支援を保健師等が積極的に行うことで、出産後の支援につなげ、安心して子どもの養育ができる環境を整えることができますようにします。	市民健康課
4-1-1-12	自殺対策に向けた取組の強化 〔①ク〕	自殺対策計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない地域」の実現を目指し、生きることの促進要因への支援などの取組を展開します。	市民健康課
4-1-1-13	地域コミュニティの形成やまちづくりにつながる取組の推進 〔⑤ア〕	地域活動の充実を図るため、自治会・町内会活動や市民活動への支援に努めます。	地域のつながり課
4-1-1-14	徘徊高齢者SOSネットワークシステム 〔⑤ウ〕	家族の希望を受けて交通機関等に捜索協力を依頼することにより、徘徊高齢者の早期発見を目指します。	高齢者いきいき課
4-1-1-15	防災行政用無線を利用した行方不明者の捜索、振り込め詐欺注意喚起 〔⑤ウ〕	高齢者などが安全で安心して暮らせるよう、警察署と連携し、行方不明者の捜索や、振り込め詐欺への注意喚起を防災行政用無線を利用して発信します。	市民安全課 総合防災課
4-1-1-16	声かけふれあい収集の実施 〔①タ〕	クリーンステーション（ごみ集積場）まで、ごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認を行いながら、ごみや資源物の収集を行います。	ごみ減量対策課

② いきがいと社会参加の創出

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-1-2-1	高齢者教養講座開催 〔④イ〕	高齢者にふさわしい社会適応力を高め、積極的に生きがいを求めるための学習機会の場の提供を、老人福祉センターにおいて実施します。	高齢者いきいき課
4-1-2-2	【再掲3-1-1-7】老人クラブへの支援 〔④ア〕	老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、健康・友愛・奉仕の三大運動を柱に活動しています。高齢者の生きがいづくりのため、今後ますます地域での活動や役割が期待されることから、活発な活動ができるよう支援するとともに、会員の加入促進も支援します。	高齢者いきいき課

4-1-2-3	農業や水産業の福祉的雇用の連携 〔①キ、①ア〕	農業や水産業等の地場産業に、就労に課題がある者の雇用促進を支援します。これにより、障害者や引きこもり等が地域社会とつながる場の提供をしています。	農水課 障害福祉課
4-1-2-4	地域における高齢者スポーツの推進 〔④イ〕	各体育館で高齢者を対象としたヨガ、ストレッチ、健康体操及び筋力トレーニング等のスポーツ教室を開催します。また、各地区で活動する高齢者スポーツサークル等への講師の紹介や派遣を行い、高齢者スポーツの推進や、新規参加者の拡大を促進します。	スポーツ課
4-1-2-5	障害者社会参加促進事業 〔④イ〕	在宅の重度障害者の社会参加を支援するために福祉タクシー利用券を交付し、利用料の助成を行います。聴覚障害者の情報保障のために手話通訳者を派遣します。	障害福祉課
4-1-2-6	障害者スポーツ活動参加促進事業 〔④イ〕	障害者スポーツの紹介を行い、障害者スポーツの普及を図ります。県主催の障害者スポーツ大会への参加を支援します。	スポーツ課 障害福祉課
4-1-2-7	地域でのおはなし会の開催 〔④イ〕	中央図書館や地域図書館、地域の子育て支援センターでおはなし会を開催し、地域ぐるみでの親子ふれあいを促進しています。	中央図書館
4-1-2-8	シルバー人材センターの活用促進 〔③〕	シルバー人材センターの会員数は、ここ数年減少傾向にありますが、より一層の高齢化の進行に合わせて、引き続き、会員の拡大とそれぞれの高齢者の持つ多様な能力やニーズに応じた多様な就業機会の提供、就業先の開拓に努めます。	高齢者いきいき課
4-1-2-9	高齢者雇用促進事業 〔③〕	生涯現役促進地域連携鎌倉協議会と連携し、知識・経験を持った高齢者の就労を通して、地域課題の解決に取り組むとともに、高齢者が社会参加及びいきいきづくりの機会を増やし、いつまでも地域でいきいきと暮らすことができるような環境を整えます。	高齢者いきいき課
4-1-2-10	障害者雇用対策事業 〔①キ、①ア〕	障害者二千円雇用センターを運営し、障害者の一般雇用に向け、就労相談員による職場開拓や就労相談を推進し、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図りながら、一般就労や職場への定着を支援します。	障害福祉課
4-1-2-11	若年無業者就労支援事業 〔①キ、①ア〕	一定期間無業状態にある若者の自立・就業促進を促すため、職場体験等を行います。	商工課

4-1-2-12	多様な雇用の促進 〔④キ、④ア〕	障害者の就労支援として、市役所内に「ワークステーションかまくら」を設置し、活躍の場を設けます。	職員課 障害福祉課
4-1-2-13	バリアフリービーチの実施 〔④タ〕	移動に障害のある方にも、海水浴を楽しんでいただけるよう、県や海浜組合と連携して「バリアフリービーチ」を開設するなど、観光基本計画に基づき、誰もが快適に過ごせる環境の整備を推進します。	観光課
4-1-2-14	ふれあいショップの開催支援（障害者社会参加促進事業） 〔④イ〕	ふれあいショップは、障害者の社会参加と障害者に対する理解につながる機会となっていることから、今後も継続して開催します。	障害福祉課
4-1-2-15	公園の整備 〔④タ〕	子どもたちをはじめとする地域住民の、健康なからだづくりやふれあい交流の場として公園の維持管理に努めます。	公園課
4-1-2-16	車いす観光バリアフリーマップ作成事業 〔④タ〕	車いすをご利用の方が楽しめる観光プランを提供することで、観光基本計画の達成と共生社会の実現に寄与します。	観光課
4-1-2-17	バリアフリー旅行相談窓口設置に係る実証実験 〔④タ〕	市が補助を行う鎌倉市観光協会の事業として、障害者への接遇の向上やバリアフリー情報の提供を行うことで、だれもが快適に過ごせる受入環境の整備に取り組みます。	観光課

③ 犯罪・再犯防止の推進

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-1-3-1	地域での安全安心推進活動 〔④ア〕	市、自主防犯パトロール隊、警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、防犯アドバイザー派遣や防犯グッズの貸出など、地域での自主防犯活動を支援し、安全安心なまちづくりを推進します。	市民安全課
4-1-3-2	地域巡回パトロールの実施・こども110番の周知等 〔④ア〕	子どもたちの安全のため、巡回パトロールや地域の方々が見守り活動である子ども110番を実施します。	市民安全課 教育指導課 学務課
4-1-3-3	刑務所・少年院出所者の協力雇用主への入札優遇措置 〔④サ〕	平成30年度から総合評価競争入札における「企業の社会性・信頼性」の評価項目に、刑務所・少年院出所者の雇用促進に関する国の施策である「協力雇用主制度」の登録の有無を加えて、該当する応募者に加点する取組を行い、刑務所・少年院出所者の安定した生活と再犯防止を図ります。	契約検査課
4-1-3-4	刑務所・少年院出所者を雇用する協力雇用主への情報提供 〔④サ〕	事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主を増やすため、市内事業所に対し、国の財政的支援の活用も含めた制度の周知等を行います。	生活福祉課

4-1-3-5	保護観察対象者への就労支援 〔④サ〕	保護観察対象者を市で雇用する制度の利用促進及び充実を図り、引き続き就労機会の提供に取り組みます。また、こうした取組を広く紹介していくことで、犯罪や非行をした人たちの就労機会の確保を図ります。	生活福祉課 職員課
4-1-3-6	社会を明るくする運動の推進 〔④サ〕	更生保護に携わる団体、民生委員・児童委員、自治会・町内会、警察、教育委員会等と連携し、犯罪や非行の防止と更生保護について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。	生活福祉課
4-1-3-7	保護司等の民間ボランティアへの協力 〔④サ〕	保護司が保護観察対象者と面談するための場所を市が提供するなど、民間ボランティア活動への協力を実施します。	生活福祉課
4-1-3-8	出所者の住居確保への支援 〔④サ〕	罪を犯したことにより、住居の確保が困難である場合に、就職に向けた活動をすることを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度の活用、居住支援協議会とを通じた不動産店への働きかけにより、住居の確保を支援します。	生活福祉課
4-1-3-9	医療・福祉サービスの利用促進 〔④サ〕	犯罪や非行を繰り返す者の中には、高齢や知的障害等をその理由とする者も存在することから、出所後の出口支援として、適切な医療・福祉サービスにつなげるよう支援します。	生活福祉課

④ 災害時における支えあい体制づくり

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-1-4-1	避難所での安全確保 〔④ア〕	地域防災力強化のため、自主防災組織の活動支援や、災害時避難行動要支援者対策を踏まえた防災訓練や各種施策を実施するなど、防災・減災対策を進めます。	総合防災課
4-1-4-2	福祉避難所の利用配慮 〔②オ〕	福祉避難所の運営について、関係部署・関係機関と連携しながら、災害時における要配慮者への支援体制を推進します。	福祉総務課
4-1-4-3	避難行動要支援者支援制度の効果的運用 〔②オ〕	関係機関の協力を得ながら制度への同意者の拡大に努め、避難行動要支援者名簿の整備・更新を進め災害時に備えます。	総合防災課
4-1-4-4	地域での防災訓練の支援 (自主防災組織支援事業) 〔④ア〕	自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地域の実情に沿った実践的な防災訓練の実施を支援します。	総合防災課

4-1-4-5	総合防災訓練の実施 〔①タ〕	9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間行事として、大規模地震の発生を想定した発災対応型総合防災訓練を実施しています。地震災害時に迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう地域防災計画の円滑な運用と自衛隊、警察署、ライフライン事業者等関係機関の連携強化、さらに自主防災組織等の市民の防災意識の高揚を図ります。	総合防災課 消防署
4-1-4-6	火災予防運動による防火意識の啓発 〔⑤ア〕	火災予防運動では、地域に根付いた店舗や施設で消防訓練を実施するなどし、関係者並びに地域住民等の防火思想の啓発、さらに公設消防隊の戦術研鑽を図ります。	警備課
4-1-4-7	消防団等への訓練指導 〔④ア〕	各地域の消防団へ訓練指導を実施することで、消防団員の活動技術の向上と、公設消防隊との連携強化を図ります。また、事業所等の自衛消防隊組織や、自治会・町内会等が結成する自主防災組織へ訓練指導を行い各組織の育成を図ります。	警備課
4-1-4-8	消防相談の充実 〔⑤ア〕	住宅の防火診断、住宅用火災警報器などの設備に関する設置、点検及び交換について相談体制の確保に努めます。	予防課

⑤ 公的サービスの充実

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-1-5-1	高齢者に対する福祉サービスの充実 〔①イ〕	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、また、自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。	高齢者いきいき課
4-1-5-2	障害児者に対する福祉サービスの充実 〔①イ〕	障害者総合支援法等に基づき、障害児者が地域で安心して暮らせるよう各種サービスを提供し、自立した地域生活に向け支援します。	障害福祉課
4-1-5-3	子ども、子育てに対する福祉サービスの充実 〔①イ〕	保育や子育て支援のニーズ、また、社会情勢の変化に合わせ、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業者、学校、市民等と連携を図りながら、子育て支援の充実を図ります。	こども支援課

4-1-5-4	介護予防事業の充実 〔①イ〕	より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、自治会・町内会やみらいふる鎌倉など地域の団体と連携し、フレイル予防を含めた介護予防事業の充実を図ります。	高齢者いきいき課
4-1-5-5	家族介護者に対する支援の充実 〔①イ〕	地域包括支援センターで家族介護教室を開催するなど、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図られるよう、支援していきます。	高齢者いきいき課
4-1-5-6	分野横断的な福祉サービスの展開 〔①オ〕	対象者やその世帯の状況に応じて、適切な支援につなげるよう、関係機関や関係部署との協議を踏まえて、分野横断的な相談支援が行えるよう、体制を構築します。	地域共生課
4-1-5-7	ダブルケア対策の推進 〔①オ、①ウ〕	福祉総合相談窓口などを活用し、制度や分野に分かれた、縦割りでは対応しにくい相談についても対応し、育児と介護の両方の負担を軽減できるよう専門機関と連携しながら対応します。	高齢者いきいき課 地域共生課 こども支援課 保育課 こども相談課
4-1-5-8	共生型サービスの推進に向けた支援 〔①オ〕	共生型サービスの普及・推進に向けて、共生型サービスに関する情報提供等の実施を進めます。	高齢者いきいき課 障害福祉課 発達支援室
4-1-5-9	高齢者孤立防止事業の推進 〔⑤イ〕	事業の重要度が増していくため、民生委員等を通じて、対象者となる人への制度の周知及び利用促進を図ります。安否確認で異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関と連携し対応するほか、より多くの民間事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、より細やかな見守り体制を築きます。	高齢者いきいき課
4-1-5-10	居住に課題を抱える方への支援 〔①カ〕	離職などにより住居を失った方に、就職に向けた活動をするを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度や、ホームレスなどの住居を持たない方に、一定期間衣食住を提供した上で就労に向けた支援を行う一時生活支援事業等の制度を活用して、住居の確保を支援します。	生活福祉課
4-1-5-11	貸付制度の相談支援 〔①ソ〕	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、緊急援護貸付など、対象者世帯に対して、相談援助とあわせて必要に応じた資金貸付を行います。	こども相談課 生活福祉課（市社会福祉協議会）
4-1-5-12	Eメール119番・Net119番通報登録 〔①タ〕	音声による119番通報が困難な、聴覚又は音声・言語に障害者のため、携帯電話等のEメール・インターネット機能を利用して、火災や救急時等の119番通報受信サービスを行い、市民の安全・安心の確保を図ります。	指令情報課

4-1-5-13	県運営適正化委員会制度 などの適正な運用 〔②ウ〕	利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、引き続き、実地指導の際に苦情について確認を行います。また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口に報告します。	高齢者いきいき課
4-1-5-14	地域子育て支援活動（わくわく広場等）の実施 〔①シ〕	公立保育園では、各保育園毎に「広場」として、地域の乳幼児と保護者を対象とした開放日を設け、地域子育てを支援します。また、保育士による育児相談も行うことで、育児に関する悩みの早期発見、解決を図り、保護者が孤立しない体制をつくります。	保育課
4-1-5-15	子育て支援センターの運営 〔①シ〕	子育て親子の交流の場を提供し、交流の促進を図るとともに、育児に役立つ情報のお知らせや子育て相談を行うなど、地域での子育て支援を実施します。	こども相談課
4-1-5-16	ファミリーサポートセンターの運営 〔④イ〕	市内在住の方を対象に、子育ての手助けをしてほしい人、そのお手伝いをしたい人がお互いに助け合うシステムです。システムをとおして会員が依頼と支援を行います。支援会員と依頼会員は必要時どちらにもなれるしくみのため、相互に助け合い、地域で子育てする体制を整備します。	こども相談課
4-1-5-17	つどいの広場の実施 〔①シ〕	乳幼児と保護者が気軽に集まり、くつろげる居場所を提供します。また、子育てアドバイザーを配置し、育児に関する悩み相談を受けることで、相談の機会の充実を図ります。	こども支援課
4-1-5-18	子どもの貧困対策に係る支援の充実 〔④エ〕	子育て世帯の生活状況やニーズなどに関するアンケート調査を実施し、取り組むべき課題や施策の方向性等を把握したことから、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、子ども・子育てきらきらプランに貧困対策について明記するとともに、関係部署と連携し、困難に直面している家庭の早期発見とその支援を実施します。	こども相談課
4-1-5-19	認知症施策の推進 〔②〕	早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するとともに、認知症本人とその家族への支援体制を充実させます。	高齢者いきいき課

⑥ 福祉のこころの醸成

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-1-6-1	小・中学校におけるインクルーシブ教育の推進 〔④イ〕	各教科の学習や、学校行事など、学校生活の様々な場面を通して、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるような「地域で共に学び、共に育つ」インクルーシブ教育を推進します。	教育指導課
4-1-6-2	多文化共生推進事業 〔⑥ア〕	外国人住民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外国人住民同士や日本人との相互理解を図ることによって、多文化共生社会を実現するため、各種イベントやワークショップなどを継続的に開催します。	文化人権課
4-1-6-3	共生意識の形成 〔①タ〕	市職員や市議会議員、市民に対して、個性や多様性を理解し、共生の視点で物事をとらえるための研修を実施します。また、市における窓口対応等の見直しを行い、意識の形成を図ります。	地域共生課
4-1-6-4	小・中学校福祉教育の実施 〔④ウ〕	市社協及び関係課と連携し、車いす・アイマスク体験や点字・手話学習などのプログラムの実施など、小・中学校において福祉教育の実施や福祉施設訪問を行うことにより、高齢者との交流を図ります。	教育指導課 福祉総務課（市社会福祉協議会）

⑦ 地域生活を送るための自分づくり

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-1-7-1	健康講座の開催 〔④イ〕	一人ひとりが地域で望ましい「食生活」や「運動」など、健康づくりが実践できるよう引き続き健康講座を開催します。	市民健康課
4-1-7-2	終活関連事業 〔①ケ〕	人生100年時代を見据えた取組として、ライフスタイルに関する講演会の開催やエンディングノートの配布により、これからの人生を考える機会を創ります。また、一人暮らし高齢者の急病や外出時の事故等による緊急時に、連絡先や終活関連の大切な事項を、あらかじめ市に登録しておくことにより、市が本人に代わって警察・消防・医療機関等に情報提供し、迅速かつ適切な対応を図ります。さらに、エンディングプランサポート事業では、死後に生じる事務について生前に決めておくための手続きを市がサポートします。	高齢者いきいき課

⑧ 生活困窮者に対する支援

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-1-8-1	生活困窮者の自立相談窓口の充実 〔①工〕	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施します。生活困窮者が、地域において自立した生活ができるよう、生活保護制度等の利用も含め、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援を行います。	生活福祉課
4-1-8-2	就労準備支援事業 〔①工〕	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。	生活福祉課
4-1-8-3	【再掲4-1-5-10】居住に課題を抱える方への支援（住居確保給付金・一時生活支援事業） 〔①カ〕	離職などにより住居を失った方に、就職に向けた活動をするを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度や、ホームレスなどの住居を持たない方に、一定期間衣食住を提供した上で就労に向けた支援を行う一時生活支援事業等の制度を活用して、住居の確保を支援します。	生活福祉課
4-1-8-4	家計改善支援事業 〔①工〕	家計の改善に関して支援が必要である方に対して、専門の相談員が一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、支援を行います。家計の状況の見える化と根本的な問題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付け等のあっせんを行い、早期の生活再生を目指します。	生活福祉課
4-1-8-5	学習支援事業 〔①工〕	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の小学生から高校生、高等学校中退者及び中学校卒業後の進路未定の未成年者に対し、基礎学力の向上のための直接的な学習支援のほか、学習の場所や機会の提供などを通じて高等学校への進学及び卒業を支援することで、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。	生活福祉課
4-1-8-6	生活困窮者等への食料支援 〔①工〕	福祉を目的として活動する団体への支援を通じて、寄付等により収集した食料を活用して、生活困窮者等への安定的な食料支援体制を構築します。	生活福祉課
4-1-8-7	他制度による支援 〔①キ、①ア〕	【生活保護受給者等就労自立促進事業】 市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者などの就職を支援します。当受給者、生活困窮者などの就職を支援します。	生活福祉課

具体的な取組

(2) 権利擁護の推進

① 虐待防止の取組

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-2-1-1	児童虐待の未然防止 〔①コ〕	児童虐待防止推進月間での啓発活動の実施や、相談窓口の充実により虐待の早期発見や抑止を図ります。また、児童虐待防止ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」の各種会議の開催により関係機関の連携を強化します。	こども相談課
4-2-1-2	高齢者・障害者虐待の未然防止 〔①コ〕	高齢者・障害者の虐待防止に向け、生活の小さな変化に気づき速やかに関わっていくため、小さなことであっても地域包括支援センターや障害者虐待防止センターにすぐに相談できる体制を整えます。また、解決に向けた支援や見守りが効果的に行えるようケース検討会議の充実を図ります。	障害福祉課 高齢者いきいき課
4-2-1-3	虐待防止の周知・啓発 〔①コ〕	児童・高齢者・障害者の虐待防止に向け、児童虐待防止週間などを利用して、啓発活動を実施します。	高齢者いきいき課 障害福祉課 こども相談課

② 成年後見制度の利用促進

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-2-2-1	中核機関の設置 〔①ケ〕	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域の連携をコーディネートする中核機関の設置を目指します。 (中核機関の持つ機能) ○広報機能…成年後見制度利用に関する広報・啓発及び普及啓発を目的とした、市民向け講演会や介護職員向け研修会を実施する。 ○相談機能…権利擁護に関する制度やその他の事項についての相談体制を強化するとともに、専門性の高い相談等、相談者のニーズを見極め必要な支援につなげる。 ○利用促進機能…相談者と必要な制度をつなぎ、制度利用の支援を行う。担い手の育成活動の促進と受任者調整を行う。 ○後見人支援機能…市民後見人等の活動支援を実施する。	高齢者いきいき課 障害福祉課
4-2-2-2	成年後見センターの利用促進と機能充実 〔①ケ〕	認知症高齢者等が増加するとともに、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行が進むことが予想されるので、本人、家族や住民・団体が適切に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。	高齢者いきいき課 障害福祉課

4-2-2-3	成年後見制度利用相談の充実 〔①ケ〕	制度利用の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めることにより、必要な支援につなげます。	高齢者いきいき課 障害福祉課
4-2-2-4	成年後見制度利用助成金の交付 〔①ケ〕	経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のための費用を助成します。	高齢者いきいき課 障害福祉課
4-2-2-5	成年後見制度の周知・啓発 〔①ケ〕	市民向けの講演会や介護職員等向けの研修などを行うことで、制度の周知・啓発を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課
4-2-2-6	市民後見人の養成・活用 〔①ケ〕	地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」担い手である市民後見人の養成を行います。養成講座終了後は、後見活動サポーターとして活動することで実践経験を積み、将来的には市民後見人の単独受任を目指します。	高齢者いきいき課 障害福祉課

具体的な取組

(3) 高齢者や障害者などの自立を支えるまちづくり

① 住みやすい環境の整備

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-3-1-1	高齢者福祉施設の整備 〔①イ〕	介護保険事業計画に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの計画的な整備を進めていきます。	高齢者いきいき課
4-3-1-2	障害者福祉施設の整備 〔①イ〕	地域生活における居住の場であるグループホーム設置にあたり、経費の一部を助成します。	障害福祉課
4-3-1-3	保育園の整備 〔①イ〕	安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、園舎の状況や保育ニーズなどを考慮しながら、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に実施します。	保育課
4-3-1-4	放課後かまくらっ子（放課後子ども総合プラン）の推進 〔①イ〕	学童保育とアフタースクールを一体的に実施する「放課後かまくらっ子」を推進する中で、障害の有無に関わらず参加できる、放課後等の児童の居場所を提供します。	青少年課
4-3-1-5	施設改修時におけるバリアフリー化の推進 〔①イ〕	学校施設等の改修工事を改修計画に沿って計画的に実施します。	学校施設課
4-3-1-6	重度障害者住宅設備改造工事費の助成 〔①イ〕	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレなど住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。	障害福祉課

4-3-1-7	新築等を行う施設におけるユニバーサルデザインの導入 〔①イ〕	新築等を行う施設については、障害のある人や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき協議を行っていきます。	建築指導課
4-3-1-8	駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進（歩道段差切下げ事業の推進） 〔①タ〕	駅及び駅周辺における一定地区のバリアフリー化を図るため、関係機関、事業者等と連携しながら、駅及び駅周辺道路等の重点的バリアフリー整備に努めます。 バリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差切下げ等を順次実施します。	道路課
4-3-1-9	市営住宅のバリアフリー化 〔①ソ〕	市営住宅の建替に伴いバリアフリー化を図ります。	住宅課
4-3-1-10	地域の子ども・子育て支援の充実 〔①タ〕	地域における子育て支援に関する多様なニーズに応えられるよう、「放課後児童クラブ（鎌倉市では子どもの家）」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業（鎌倉市では子育て支援センターやつどいの広場）」、「延長保育」、「妊婦健診」などの拡充を図ります。	こども支援課 保育課 こども相談課 青少年課 市民健康課
4-3-1-11	鎌倉市立地適正化計画の策定 〔①イ〕	福祉施設や交通インフラなどを含めて都市全体の構造を見直し、福祉・医療施設や商業施設、住居等が適正に立地し、高齢者をはじめとする地域住民が徒歩や公共交通により、これらの生活利便施設に容易にアクセスできることや、行政、住民及び民間事業者等が一体となって、持続可能なまちづくりを推進することを目的として、都市再生特別措置法に基づき、本市の立地適正化計画を策定します。	都市計画課
4-3-1-12	いわゆる「ごみ屋敷」への取組 〔①タ〕	いわゆる「ごみ屋敷」の堆積者に寄り添いながら、堆積者が抱える課題を地域とともに解決するため、ごみ屋敷対策推進委員会を中心として庁内関係課と対策会議を開催することで、原因の究明と適切な改善方法を検討し、実行します。	環境保全課

② 外出支援の充実

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-3-2-1	車いすの貸出し 〔①イ〕	外出等で車いすが一時的に必要となる方に無料で車いすを貸出します。	障害福祉課 市社会福祉協議会

4-3-2-2	移動支援 〔①イ〕	障害者の社会参加のために支援を必要とする方にヘルパーを派遣し、外出を支援します。	障害福祉課
4-3-2-3	外出支援策の検討 〔③〕	外出支援と社会参加の促進を図るため、高齢者が安全で快適に移動できる交通環境づくりを検討します。	高齢者いきいき課 交通政策課
4-3-2-4	【再掲4-1-2-5】障害者社会参加促進事業 〔③〕	在宅の重度障害者の社会参加を支援するために福祉タクシー利用券交付し、利用料の助成を行います。聴覚障害者の情報保障のために手話通訳者を派遣します。（目標4（1）-②-キ）	障害福祉課

目標に向けた成果指標

- ・外国籍市民が住みやすいと感じている割合
- ・多様性を尊重し、支え合う社会（共生社会）が実現していると思う市民の割合
- ・地域で子育てを支えるまちが実現していると感じる市民の割合
- ・生活困窮者自立支援法に基づく相談支援実施後の就労自立者数
- ・就労している障害者数
- ・バリアフリー対応の市営住宅戸数
- ・居住支援により住宅確保要配慮者が入居した民間賃貸住宅数
- ・公衆トイレのバリアフリー化率

目標5 情報の収集と提供

現状と課題

市民アンケート調査では、地域活動やボランティア活動に参加していない理由の上位に「情報が無い」があげられており、また地域懇談会においても、福祉活動や福祉サービスなどの情報について、必要な市民へ適切に届けられることが求められています。




地域の様々な社会資源や福祉課題を地域で共有することにより、福祉施設・事業者、支援団体、当事者団体等の「知ってもらいたい」という思いと、地域住民の「知りたい」という思いを繋げられるようにします。また、必要な福祉情報が円滑に流れるよう、各種情報を効率的に収集し提供できる仕組みを作り、様々な福祉活動の活性化に繋がります。

さらに、市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられる共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図ります。

取り組むべき施策の方向性

- (1) 社会資源の収集と整理
- (2) 伝わりやすい情報発信

施策体系

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組	
(1) 社会資源の収集と整理	① 社会資源の収集と整理	P79
(2) 伝わりやすい情報発信   	① 情報伝達力の向上	P79
	② 情報通信技術の活用	P80
	③ 制度の理解向上	P80
	④ 対象者に合わせた情報発信	P81
	⑤ 多様な取組の周知	P81
	⑥ ニーズと窓口の出会いづくり	P82

具体的な取組

(1) 社会資源の収集と整理

① 社会資源の収集と整理

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
5-1-1-1	社会資源の収集と整理 〔④ウ〕	地域福祉活動、市民活動に関し、住民などが参加する会議への参画や地域での活動内容の把握や関係機関等と連携を通じて、地域における福祉活動・市民活動などの社会資源を収集します。	福祉総務課

具体的な取組

(2) 伝わりやすい情報発信

① 情報伝達力の向上

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
5-2-1-1	災害時における要支援者の登録・情報提供 〔②オ〕	災害に備えるため、避難行動要支援者支援制度の周知を行い、制度への同意者の拡大に努めるとともに、関係機関の協力を得ながら要支援者名簿の整備・更新を進めていきます。	総合防災課
5-2-1-2	情報発信の共生化の推進 〔⑤イ〕	市が行う情報発信の方法について現状を把握し、多様な市民に対して、必要な情報が適切に提供されるよう検討します。	地域共生課 広聴広報課
5-2-1-3	子育てメディアスポットの運営・コンシェルジュによる子育て情報の収集提供 〔⑤イ〕	経験豊富な保育士と、子育て情報を案内している「かまくら子育てメディアスポット」のスタッフをチームとした「保育コンシェルジュ」として、より専門的な相談の窓口の充実を図ります。育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行います。	こども支援課
5-2-1-4	社会資源の情報提供 〔②ア〕	収集・整理した社会資源を、わかりやすく検索できる取組を進めます。	福祉総務課

② 情報通信技術の活用

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
5-2-2-1	ICTを活用した安否確認システムの調査研究 〔①ウ〕	ICTを活用した安否確認システムについて、先進事例等を参考に、より良い方法を検討し、普及を促していきます。	高齢者いきいき課
5-2-2-2	ITを用いた福祉・医療情報の公開・発信・共有の推進 〔①ウ〕	SNSなどの情報メディアを用いて、福祉・医療に関する情報提供や情報共有などを推進します。	福祉総務課

③ 制度の理解向上

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
5-2-3-1	貸付制度の周知 〔②ア〕	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、緊急援護貸付など、各制度を周知し適切な貸付を図ります。	こども相談課 生活福祉課（市社会福祉協議会）
5-2-3-2	日常生活自立支援事業の周知 〔②ウ〕	市社協で実施している制度の周知を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課
5-2-3-3	成年後見制度の周知 〔①ケ〕	認知症高齢者等の増加や、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行によって、成年後見制度利用のニーズが高まることが見込まれます。このため、必要な人が制度を利用できるよう、成年後見センターを通じて制度の周知を行います。	高齢者いきいき課 障害福祉課
5-2-3-4	避難行動要支援者支援制度の啓発 〔②オ〕	多様な媒体や防災講話などの機会を通じて、関係者と連携しながら、避難行動要支援者支援制度の啓発に努めます。	総合防災課
5-2-3-5	福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進 〔②ウ〕	制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、広報かまくらや市ホームページ等による情報提供、説明会の開催等を通じて、理解促進を進めます。	福祉総務課
5-2-3-6	福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供 〔②ウ〕	本市の福祉サービスや医療機関、相談窓口等、高齢者の生活に必要な地域の情報をまとめた冊子、障害者のための様々な制度やサービス等をまとめた「福祉の手引」などにより情報提供します。	高齢者いきいき課 障害福祉課

④ 対象者に合わせた情報発信

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
5-2-4-1	外国人住民に対する地域情報等の提供の推進 〔②ウ〕	市内在住の外国人が地域の一員として地域活動等に参加するよう、生活情報や地域情報の提供を促します。	文化人権課
5-2-4-2	点字、音声による情報提供の推進 〔②ウ〕	点訳版広報かまくら及び声の広報かまくらの発行事業を継続するとともに、音声読み上げに対応できるようアクセシビリティに配慮したホームページを目指します。	広報広聴課
5-2-4-3	手話通訳者、要約筆記者派遣事業 〔②ウ〕	手話通訳者、要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提供ができる体制の充実を推進していきます。	障害福祉課
5-2-4-4	外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供の推進 〔②ウ〕	市内在住の外国人が支障なく日常生活を過ごせるように、外国語版パンフレットの提供を促します。	文化人権課
5-2-4-5	メール配信による防災・安全情報の提供 〔⑤ア〕	気象情報などの防災情報や、不審者情報などの安全安心に関する情報を、携帯電話やパソコン等へ電子メールで配信するサービスなどを行い、情報提供手段の多様化を図り、情報提供サービスの拡充に努めます。	総合防災課 市民安全課
5-2-4-6	当事者団体の周知 〔④ア〕	同じ障害のある方の交流の場として、福祉の手引などを通じて、当事者団体の周知に努めます。	障害福祉課

⑤ 多様な取組の周知

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
5-2-5-1	民生委員児童委員活動の住民への周知 〔④ウ〕	民生委員児童委員の存在や役割について市ホームページや広報かまくらなどを通じて周知を図ります。	生活福祉課
5-2-5-2	安全安心情報メールなどによる情報提供事業 〔⑤ア〕	多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行っていく、メール配信登録者の拡大を図っていきます。	市民安全課
5-2-5-3	防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業 〔⑤ア〕	防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。	市民安全課

5-2-5-4	地区社協を通じた福祉意識の啓発 〔④ア〕	地区社協への支援を通じて、様々な関係機関と連携しながら、市民への福祉に対する意識啓発を図ります。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
5-2-5-5	ふれあいネット推進事業（地域と連携したところの教育等の推進） 〔⑤ア〕	妊娠期から未就学児までの子育て世帯を対象とした各種給付事業や保育所等の情報、子育て支援事業などをまとめた子育て支援情報誌を発行することで広報・啓発に努めます。	こども支援課
5-2-5-6	福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底 〔③〕	利用者の権利を守り、福祉サービスが適切に利用することができるよう、利用者等に対し苦情解決制度や苦情相談窓口の周知徹底を図ります。	高齢者いきいき課
5-2-5-7	市民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進 〔①コ〕	虐待の防止に努めるとともに、リーフレット等の配布や、関係機関に説明を行うなど、虐待の早期発見の重要性などについて周知を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課 こども相談課
5-2-5-8	保育園における苦情解決制度の周知と適正な運用 〔③〕	各園の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図ります。	保育課
5-2-5-9	障害者二千人雇用に関する啓発 〔①キ、①ア〕	障害者二千人雇用センター、講演会、雇用奨励金、就労移行支援金制度等について広報などを活用し周知、啓発を図ります。	障害福祉課
5-2-5-10	障害福祉相談員の住民への周知 〔②ア〕	障害福祉相談員の役割について、福祉の手引等を通じて周知を図ります。	障害福祉課

⑥ ニーズと窓口の出会いづくり

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
5-2-6-1	高齢者の相談窓口の周知 〔⑤イ〕	高齢者をはじめ、その家族に対する、地域で身近な相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。	高齢者いきいき課
5-2-6-2	障害者の相談窓口の周知 〔⑤イ〕	適切なサービスを受けられるよう、窓口となる相談支援事業所の周知に努めます。	障害福祉課
5-2-6-3	子育てに関する相談窓口の周知 〔⑤イ〕	かまくら子育てナビきらきら（子育て情報紙）や子育て支援情報誌などを通じて、相談窓口や相談方法などの周知を図ります。	こども相談課

5-2-6-4	ひとり親家庭の相談窓口の周知 〔⑤イ〕	ひとり親家庭の自立支援が円滑にすすむよう、市ホームページなどへの掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。	こども相談課
5-2-6-5	発達の相談支援に関する窓口の周知 〔②ア〕	「子育てで少し気になる」という段階からの相談や専門職により支援の実施、5歳児すこやか相談による発達障害の早期発見、早期からの支援、専門職による巡回相談など、発達の相談支援に関して、パンフレットの配布や市ホームページ、子育て情報誌などへの掲載を通じて、窓口の周知を図ります。	発達支援室
5-2-6-6	ドメスティックバイオレンス(DV)の相談窓口の周知 〔①コ〕	DVに関する不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、定期的な市広報紙への掲載などにより、窓口の周知を図ります。	文化人権課
5-2-6-7	市社協広報紙の発行支援 〔①タ〕	市民の関心が高いテーマを特集記事にするなど、地域福祉活動の啓発をするため、市社協のかまくら社協だよりの発行を支援します。	福祉総務課（市社会福祉協議会）
5-2-6-8	市ホームページ等の充実 〔①タ〕	各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズをとらえた、誰にとっても見やすく魅力的なホームページづくりや情報発信を実施します。	広報広聴課

目標に向けた成果指標

- 自治会・町内会への避難行動要支援者名簿の提供割合
- 生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合